

(別添2)

令和2年度近畿環境パートナーシップオフィス運営等業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

近畿地方環境事務所内に設置する「令和2年度近畿環境パートナーシップオフィス運営等業務に係る企画書審査委員会」（以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和2年度近畿環境パートナーシップオフィス運営業務に係る企画書等審査基準及び採点表」に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5点満点	10点満点	20点満点
・十分満足できる	5点	10点	} × 2
・満足できる	—	8点	
・平均レベル	—	6点	
・平均よりやや劣る	—	4点	
・平均よりかなり劣る)	—	2点	
・満足できない	0点	0点	

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「十分満足できる」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「十分満足できる」の数と同数の場合は、「満足できる」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「満足できる」の数も同数の場合は、「平均レベル」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「平均レベル」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を近畿地方環境事務所総務課長へ報告し、近畿地方環境事務所長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。